空港運用に係るトータルマネジメント業務

空港運用に係るトータルマネジメント業務は、国が管理運用している空港等において運航情報官が提供している業務であり、次に掲げる業務で構成されている。

①飛行場の運用に必要な情報の収集、管理及び提供
②事故、異常事態、施設障害及び自然災害等（以下「危機管理事案」という。）の発生時における情報の収集、管理及び提供
③危機管理事案発生時における空港長又は担当部署の支援
④夜間、早朝又は休日等の担当部署が不在となる時間帯に飛行場の運用に影響を及ぼす事案が発生した場合における、関係部署との連絡、調整等の初動対応
⑤飛行場の運用に密接に関係し、かつ、複数の部署にまたがる案件についての総合窓口

⑤ 飛行場の運用に密接に関係し、かつ、複数の部署にまたがる案件についての総合窓口
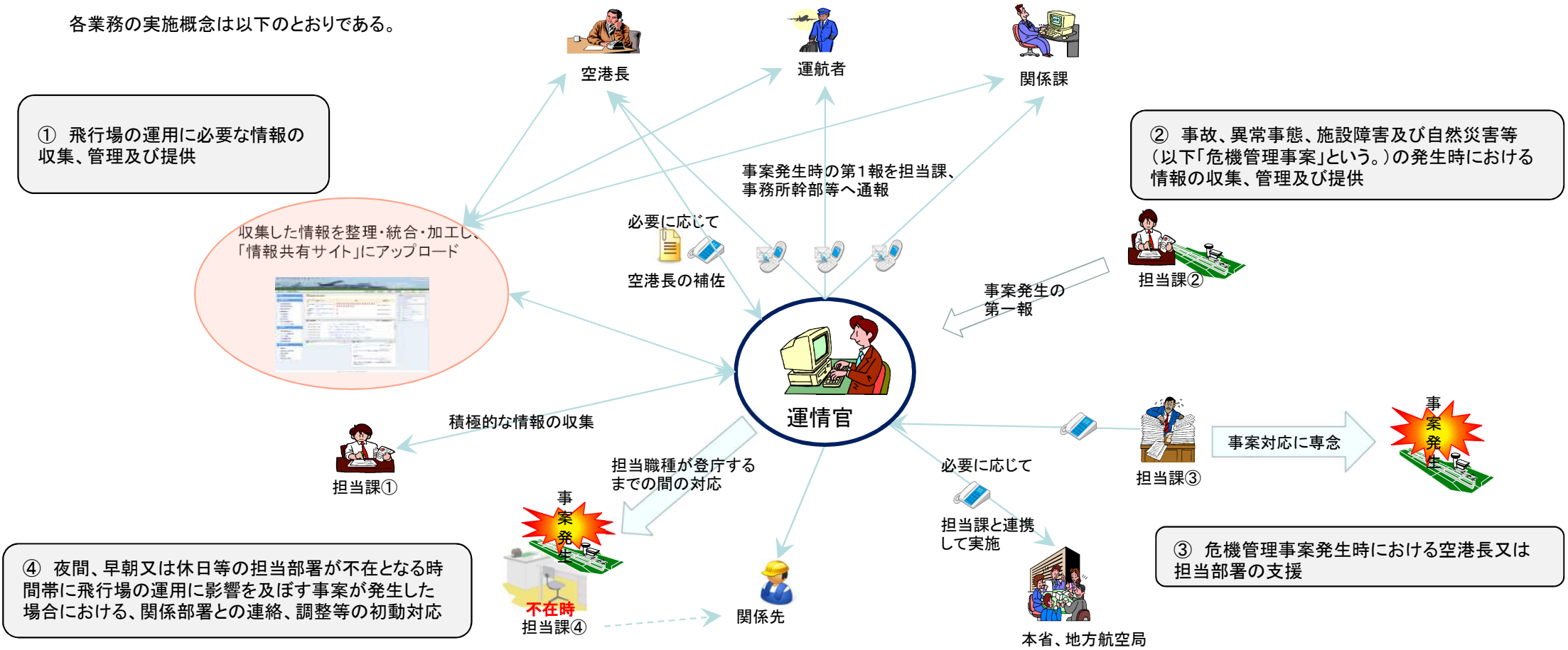
各業務の実施概念は以下のとおりである。